

小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要について

1 医療受給者証の利用方法について

- (1) 対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に関する医療に限られています。
- (2) 小児慢性特定疾病の支給を受ける時は、被保険者証（または組合員証）と併せて、医療受給者証と自己負担上限額管理票を、指定医療機関の窓口へ提出してください。
また、相模原市が発行している医療証(小児、**親**、**障**)をお持ちの方は、自己負担額分が助成されますので、神奈川県内の医療機関にかかる場合には、窓口へ提出してください。県外の医療機関にかかる場合には、自己負担額分は一度負担していただき、後日、医療証の発行元に償還手続きをしてください。(詳しくは医療機関にご確認ください。)
- (3) 住所や被保険者証(または組合員証)が変わった場合など、医療受給者証の内容に変更が生じた場合は、直ちに変更届出の提出をしてください。
- (4) 毎年9月30日までが医療受給者証の有効期間です。継続対象の方へは6月下旬に更新のご案内をお送りしますので、継続して受給する場合は、期日までに更新手続きをしてください。

2 自己負担上限月額について

小児慢性特定疾病に認定された疾病にかかる医療費は、医療費総額の2割で計算されます。1か月で累計し、自己負担上限月額に到達するまで自己負担していただきます。

階層区分	年収の目安(※1) (夫婦2人子1人世帯)		自己負担上限月額(単位:円) (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症患者 (※3)	人工呼吸器等 装着者(※4)
I	生活保護		0		
II	市民税 非課税 世帯 (※2)	低所得 I (～約 80 万円)	1,250		500
III		低所得 II (80 万円超～)	2,500		
IV	市民税 課税 世帯	一般所得 I (～約 430 万円) 市民税所得割額 0 円～71,000 円未満	5,000	2,500	
V		一般所得 II (～約 850 万円) 市民税所得割額 71,000 円～251,000 円未満	10,000	5,000	
VI		上位所得 (約 850 万円～) 市民税所得割額 251,000 円以上	15,000	10,000	
入院時の食費			標準負担額の1/2		

※1 健康保険等の被用者保険の場合は被保険者の所得状況、国民健康保険の場合は同じ国民健康保険に加入している被保険者全員の所得状況です。

※2 階層区分 II、IIIの「年収」は、[地方税上の合計所得金額]、[公的年金]、[特別児童扶養手当等の手当]の合計額です。(支給認定保護者又は支給認定患者の収入で判断します。)

※3 重症:①高額な医療費が長期的に継続する方(医療費総額が5万円/月(例えば、医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、②現行の重症患者認定基準に適合する方、のいずれかです。

※4 人工呼吸器又は体外式補助心臓等を使用している人が対象です。医師による証明が必要です。

3 自己負担上限額管理票について

「自己負担上限額管理票」は、小児慢性特定疾病の診療等を受ける時に、必ず医療機関等の窓口
に提示してください。あらかじめ、受診者名、受診年月等を記入しておいてください。

○「自己負担上限額管理票」は、月の上限額を超えないように管理する書類ですので、月が変わりま
したら、新しい管理票を使用してください。

○医療費総額が5万円/月(例えば、医療保険2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超
える月が年間6回以上ある場合は、申告により、自己負担上限月額が減額になります。

4 償還払いについて

医療受給者証が届く前に小児慢性特定疾病の制度を利用しないで支払いをされた場合は、受給す
べき小児慢性特定疾病医療費の返還を受けることができます。

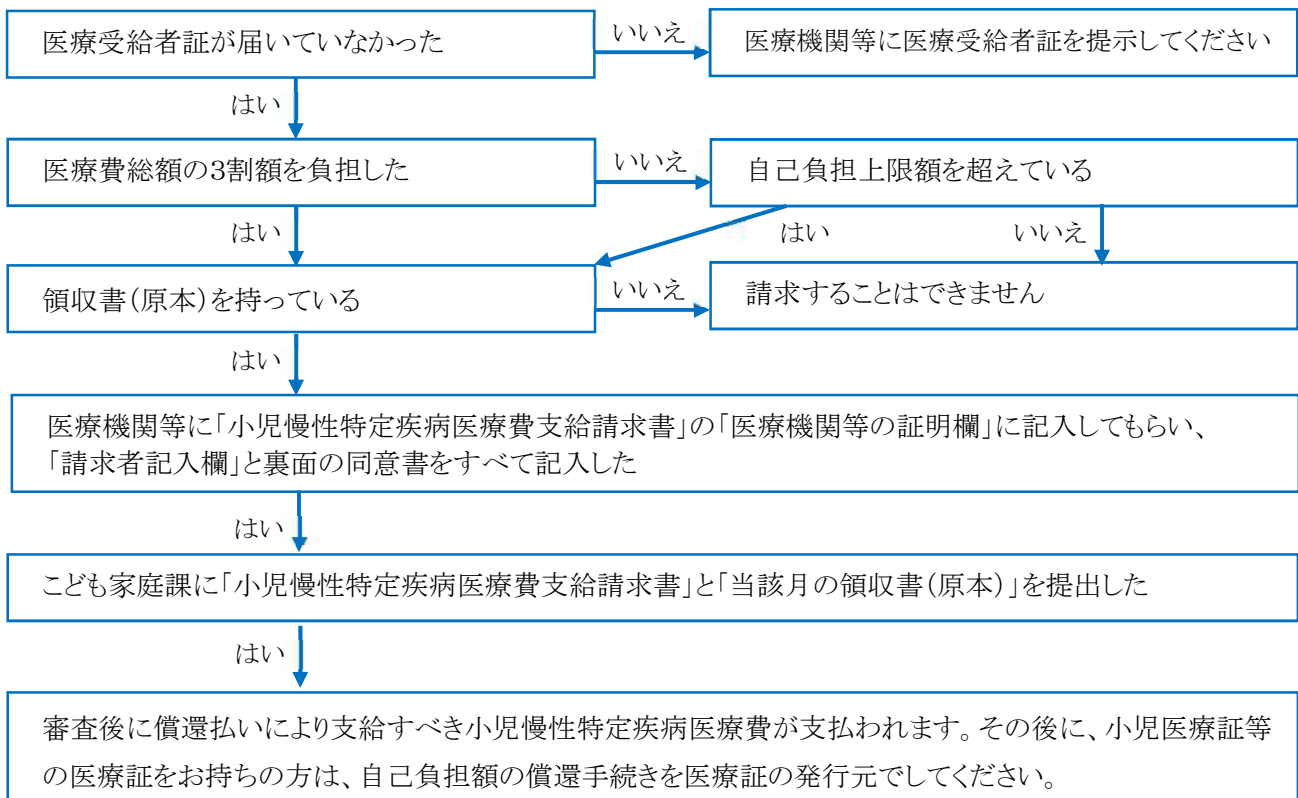
該当する方は、「小児慢性特定疾病医療費支給請求書」と「当該月の領収書(原本)」を添付して、
請求してください。

※医療機関等へ証明欄の記載を依頼する必要があります。証明に文書料がかかる場合は、自己負
担となります。

※小児医療費助成等の医療証を利用している場合は、小児慢性特定疾病の医療費の償還払いは
できません。

※当該月の医療費総額の確認や保険組合等への高額療養費の照会など、返還までに時間を要す
場合があります。

<償還払い>



5 医療受給者証の内容等に変更や追加があった場合

提出が遅れると受診の際に、小児慢性特定疾病制度の利用ができない場合がありますので、直ちに必要書類をご提出ください。

(1) 被保険者証(または組合員証)が変わった

被保険者証が変更になった場合は、「変更届」と「同意書(保険者照会用)」に記入し、「被保険者証(または組合員証)の写し」を添付して、提出してください。

(2) 氏名・住所等に変更があった

「変更届」を提出してください。

(3) 医療機関を追加・変更したい

医療受給者証は全国の小児慢性特定疾病指定医療機関でご利用いただけます。

申請は不要ですが、利用できる医療機関は小児慢性特定疾病の「指定医療機関」に限られますので、医療機関の所在する自治体のホームページでご確認いただくか、医療機関へ直接お問い合わせください。

(4) 疾病の変更や追加をしたい

疾病に変更・追加がある場合は、「支給認定申請書」及び指定医が作成する「医療意見書」の提出が必要です。

(5) 治癒した場合や、20歳になった場合

資格が喪失しますので、医療受給者証を返却してください。

(6) 市外に転出する場合

小児慢性特定疾病医療給付の継続を希望される場合は、事前に転出先の市区町村へお問い合わせの上、転出先で申請手続きをしてください。

転出先での手続きが完了しましたら、医療受給者証を返却してください。

(7) 医療受給者証を再交付して欲しい

医療受給者証を汚損または紛失した場合は、再交付申請をしてください。

< 必要書類の取得について >

次の①か②により必要書類を取得して提出してください。

① 申請書受付窓口で必要書類を受け取り、提出してください。

② 市のホームページから印刷して、受付窓口へ提出するか、「こども家庭課」へ郵送してください。

市ホームページ: トップページ > 暮らし・手続き > 健康・衛生・医療 > 医療費等の助成制度

> 小児慢性特定疾病医療費助成制度 > 小児慢性特定疾病医療費助成制度

※医療意見書は、指定医が作成しますので、医療機関にお問い合わせください。

医療機関から用意するように話があった場合は、「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページ(<https://www.shouman.jp/>)から印刷して、指定医にご提出ください。

6 その他の制度のご案内

(1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病医療給付を受けている方で、在宅で日常生活を営むことに支障のある人に対して日常生活用具を給付しています。交付条件や申請方法など、詳細はこども家庭課へお問い合わせください。

※他の児童福祉法の規定や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により用具の給付を受けることができない方が対象になります。

(2) 福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券の交付

小児慢性特定疾病医療給付を受けている方で、平成27年1月の制度改正前から対象であった疾病に罹患されている方が対象です。

【医療受給者証の疾病名に「*」がついている方は利用できません】

福祉タクシー利用券か自動車燃料給油券の、どちらか一方のみを申請月から3月分まで受けられます。申請については、毎年4月から受け付けておりますので、交付開始日や交付場所などについては、各区高齢・障害者相談課へ確認後、手続きをお願いいたします。

▼申請に必要なもの

○福祉タクシー利用券の場合

・小児慢性特定疾病医療受給者証

○自動車燃料給油券の場合

(本人又は同居の家族が自動車を所有、運転する場合に限る)

・小児慢性特定疾病医療受給者証、
運転者の免許証(写しでも可)、自動車検査証(写しでも可)

(3) 特別児童扶養手当

20歳未満で中程度以上の障害(精神、知的、身体等)のある児童を監護している方は、所定の診断書等の内容により総合的に判断し、特別児童扶養手当に該当する場合があります。制度の詳細については、各区高齢・障害者相談課にご確認ください。

福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券交付及び特別児童扶養手当についての受付窓口・問合せ先

- ・緑高齢・障害者相談課
(緑区合同庁舎3階)
電話042-775-8810
- ・中央高齢・障害者相談課
(ウェルネスさがみはらA館1階)
電話042-769-9266
- ・南高齢・障害者相談課
(南保健福祉センター3階)
電話042-701-7722
- ・城山福祉相談センター
(城山総合事務所第1別館1階)
電話042-783-8136
- ・津久井高齢・障害者相談課
(津久井保健センター1階)
電話042-780-1412
- ・相模湖福祉相談センター
(相模湖総合事務所2階)
電話042-684-3216
- ・藤野福祉相談センター
(藤野総合事務所2階)
電話042-687-5511

<制度や詳細に関する問い合わせ先>

こども家庭課 保健事業班 電話 042-769-8345 (直通)

<申請書受付窓口> 郵送先 : 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市こども家庭課 保健事業班 宛

	場 所	所 在 地
こども家庭課	相模原市役所本館4階	中央区中央 2-11-15
緑子育て支援センター	緑区合同庁舎4階	緑区西橋本 5-3-21
城山担当	城山総合事務所第1別館 1階	緑区久保沢 1-3-1
津久井母子保健班	津久井保健センター1階	緑区中野 613-2
相模湖担当	相模湖総合事務所2階	緑区与瀬 896
藤野担当	藤野総合事務所2階	緑区小淵 2000
中央子育て支援センター	ウェルネスさがみはらA館1階	中央区富士見 6-1-1
南子育て支援センター	南保健福祉センター3階	南区相模大野 6-22-1